

新型コロナウイルス感染症対策として

以下に該当する方は

「献血」をご遠慮いただいております。

- ◆ 今までに新型コロナウイルス感染症と診断された、または新型コロナウイルス検査（PCR、抗原または抗体検査）で陽性になったことがある方
- ◆ 新型コロナウイルス感染症が疑われ、PCR または抗原検査を受けた結果は陰性だが、検体採取日から4週間以内の方
- ◆ 何らかの理由で新型コロナウイルス検査を受け、直近の結果が判明していない方
- ◆ 現在、発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含む新型コロナウイルス感染症を疑う症状（※1）のある方
- ◆ 4週間以内に新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者とされた方（保健所からの連絡、もしくはCOCOAによる通知）（※2）
- ◆ 味覚・嗅覚の違和感を自覚する方
- ◆ 海外から帰国して「4週間以内」の方

※1 発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など
※2 「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間（発症2日前*から入院や自宅待機を開始するまでの間）に接触した方のうち、次の範囲に該当する方です。

* 「無症状病原体保有者」の場合は、「検体採取2日前」とする。

- 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった方
- 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた方
- 患者（確定例）の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い方
- 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった方

（国立感染症研究所 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（2020年5月29日暫定版）参照）

令和2年11月4日より がんの問診判断基準が変わります。

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（血液法）※」改正に伴い、令和2年9月1日より新たに定められた「献血にご協力いただく方の健康診断基準」について、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

また、この度、問診についても見直され、がんの問診判断基準が下記のとおり緩和されましたのでお知らせいたします。

皆様には引き続き献血へのご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

※日本赤十字社では、献血者等の保護を図るために必要な規制を定める血液法に従い、献血を実施しております。

がんの既往がある場合の問診判断基準 （献血にご協力していただくための条件）

- 根治手術から再発なく 5年が経過している。
- 経過良好である。

※ただし、造血器腫瘍の既往がある場合は、輸血を受けられる患者さんの安全のため、献血はご遠慮いただくことになります。

<変更点>

がん薬物療法、放射線療法、がん免疫療法等の治療を受けていても、再発なく5年経過すれば献血にご協力いただけるようになりました。

